# 富里市国民健康保険税課税限度額の改正(案)について

## 1 改正の趣旨と目的

地方税法施行令の改正により,国民健康保険税の法定限度額は,平成 23 年 4 月から基礎課税額 51 万円,後期高齢者支援金等課税額 14 万円, 介護納付金課税額 12 万円に定められています。

高齢化の影響により年々増加している国保の医療費をまかなうためには、保険税の見直しの検討も必要となってきますが、税額・税率の改正を行うこととなると、低所得の方や中間所得の方の負担増となり、影響が大きいことから、法定限度額よりも低い状況となっている現行の課税限度額を改正します。

この課税限度額の改正は,低所得,中間所得の方の負担増の緩和につながり,負担能力に応じた適正賦課を推進し,国民健康保険の財源の確保を図ることを目的としています。

#### 2 改正の内容

富里市国民健康保険税の課税限度額について,基礎課税額を51万円, 後期高齢者支援金等課税額を13万円,介護納付金課税額12万円に改正 します。

課税限度額			改正	現行	引 上 額	
基	礎	分	510,000 円	500,000円	10,000円	
支	援	分	140,000 円	130,000 円	10,000円	
介	護	分	120,000円	100,000円	20,000円	
	計		770,000 円	730,000 円	40,000円	

## 3 施行期日

平成24年4月1日(予定)

## 4 限度額改正による影響世帯数

国民健康保険加入の 9,575 世帯のうち,限度額改正による影響がある世帯数は次のとおりです。 (H23.7.15 現在)

課税限度額	限度額超過世帯	影響率		
基礎分	278	2.90%		
支 援 分	243	2.54%		
介 護 分	214	2.23%		

5 他市の状況 郡内市の課税限度額

(単位:万円)

			T T				(十四://////		
			2 2 年度		2 3 年度		24年度(予定)		
成田市	医療分	計	4 5	6 5	4 7	6 8	5 0	7 3	
	後期分		1 1		1 2		1 3		
	介護分		9		9		1 0		
佐倉市	医療分		4 7	6 9	5 0	7 3	5 0	7 3	
	後期分	計	1 2		1 3		1 3		
	介護分		1 0		1 0		1 0		
四街道	医療分		4 7	6 9	5 0	7 3	5 1	7 7	
	後期分	計	1 2		1 3		1 4		
	介護分		1 0		1 0		1 2		
八街市	医療分	計	4 7	6 9	5 0	7 3	5 1	7 7	
	後期分		1 2		1 3		1 4		
	介護分		1 0		1 0		1 2		
白井市	医療分		5 0	7 3	5 1	7 7	5 1	77	
	後期分	計	1 3		1 4		1 4		
	介護分		1 0		1 2		1 2		
印西市	医療分		4 7	6 9	5 0	7 3	5 1	77	
	後期分	計	1 2		1 3		1 4		
	介護分		1 0		1 0		1 2		
富里市	医療分		4 7	6 9	5 0	7 3	5 1	77	
	後期分	計	1 2		1 3		1 4		
	介護分		1 0		1 0		1 2		

(平成23年10月現在)